

旧スペイン領非スペイン系住民によるスペイン語姓名の受容

佐藤 勘治

Acceptance of elements of Spanish names and the naming system by natives in the Spanish ex-colonies

SATO Kanji

Summary:

Nowadays, almost all natives in ex-Spanish colonies have accepted the Spanish naming system and elements of Spanish proper names and surnames. After explaining the Spanish naming system, this paper traces the process of their acceptance of Spanish names from 16th century to the modern era, taking up some non-Spanish persons and their names; La Malinche, José Rizal, Rigoberta Menchú, Evo Morales, etc., including names of common individuals. At the very beginning of Spanish Conquest, baptized indigenous people acquired Spanish baptismal names. However, it is in the second half of the 19th and the 20th century that the Spanish naming system and the concept of family names were accepted widely. Modern states as James Scott points out, have projects of standardization and legibility. Permanent and inherited patronyms are necessary for state formation. Indigenous people tactically changed their names officially into Spanish names at eventual occasions. Above all, when many indigenous children were involved in modern education system, they were registered in accordance to the Spanish naming system. But at the same time they continue to use indigenous names in personal intimate sphere. Recently, this tendency has begun to move toward the opposite direction. Mexico, which declared herself a multicultural nation in 1992, recommends that indigenous people adopt their proper native names.

はじめに

スペイン語圏の姓名は、東アジア漢字圏や他の欧米文化圏のおおくと比較して構造と各要素がやや複雑である。通常、父方・母方それぞれの第一姓を子がうけつぐ結果、姓はふたつある。また、固有名についても、要素をふたつ以上もつ場合がある。このスペイン語圏独特の姓名システム（次節で詳述する）のため、一般に姓名は長くなる。しかし、実際の使用にあたっては柔軟性もある。たとえば、長大な固有名をもつことで有名だったパブロ・ピカソPablo Picasso (1881-1973) のように、固有名からひとつと姓からひとつの二要素のみを通名とすることもおおい¹⁾。要素の多さと通名における要素選択の柔軟性は、スペイン語姓名の特徴である。

スペイン以外のスペイン語圏、すなわち、スペイン植民地であった地域でも、現在この姓名システムは受け入れられている。さらに、先住民など非スペイン系住民の多くの場合でも、姓名各要素がスペイン語化しているように思われる。たとえば、たまたま手元にあるメキシコ・オアハカOaxaca州出身先住民の在米組織を扱っている研究書『合衆国におけるメキシコ先住民移民』において、出自を証言している先住民の名を列挙すると、Rufino Domínguez Santos, Gustavo Santiago Márquez, Filemón López (以上、ミシュテコMixteco), Yolanda Cruz (チャティノChatino), Ulises García (サポテコZapoteco) である。名前だけでスペイン系ではないと判断できる特徴はないように思える²⁾。こうした印象は正しいのだろうか。また、そうだとすれば、どのようにして、スペイン語姓名は受け入れられてきたのだろうか。

スペイン語圏の広さと多様性を考慮すれば、記述にあたって地域的差異に目配せする必要がある。後に指摘するように、アンデス地域では、現在、先住民言語系の姓も顕著にみられる。また、資料上の制約によりバイアスがかけられている可能性にも注意したい。非スペイン系住民の名は、主流社会側のスペイ

1) 洗礼名は次の通りである。Pablo Diego José Francisco de Paula Juan Nepomuceno María de los Remedios Cipriano de la Santísima Trinidad Ruiz Picasso. 下線は、固有名の各要素である。Josep Palau i Fabre, *Picasso vivo (1881-1907)*, Polígrafa, 1980?, p.28. には、固有名の各要素の由来が説明されている。姓要素は、Ruiz y Picassoと表記される場合もある。“y”は英語の“and”にあたる。

2) Jonathan Fox and Gaspar Rivera-Salgado ed., *Indigenous Mexican Migrants in the United States*, University of California, San Diego, 2004, pp.69-95. 実際には、上記のうちいくつかの姓名には、第二節で紹介する先住民系がもつスペイン語姓の特徴が現れている。

ン語による記録にとどめられることで認知される。記録にとどめられる名はなによりも為政者のために必要であった。本小論でも参照するのも、スペイン語で記された記録である。その意味で、非スペイン系住民が記録上スペイン名をもつことに不思議はない。実際には多様な呼び名があったとしても、権力者の意図に沿ってひとつだけ記録される。ジャームズ・スコットJames C. Scottは、恒久的で継承される姓の発明は、国家形成の前提条件として最後のステップとなったと主張している³⁾。市民ひとりひとりを読み取り可能なlegible存在にするという近代国家の性格によるものである。

近代国家に生きる私たちは、特定の場合をのぞいて、姓名を自らの意志で選択することはできないものであると考えがちである。しかし、名付けられたものであっても、私たちはそれを自らのものとして選択して戦略的に用いている。さらに、本論で示すように、スペイン語姓名は先住民自身によって積極的に選択される場合もある。スコットが指摘するように、成長の各段階で呼び名が変わるのは普通である。自らのアイデンティティを隠す何らかの理由があれば、姓名をカモフラージュのためにつかう価値がある⁴⁾。したがって、先述した印象が確かな場合でも、どのようにしてスペイン語姓名を選択していくのか、植民地期までさかのぼって歴史的経緯をたどる必要があるだろう。社会全体の公的な把握は文書による記録による。この過程は「近代」において完成されるが、植民地支配はその出発点であったからである。

本小論では、現行姓名システムを紹介したうえで（第一節）、非スペイン系住民のスペイン語姓名の普及と定着に関わる諸問題について、個別事例を中心に現代まで論じることとする。旧スペイン植民地にスペイン語とともにスペイン語姓名が持ち込まれたのは、16世紀以降のことである。そのとき、住民たちは異なった言語による独自の伝統に基づく呼び名をもっていたはずである。スペインにおいて姓名システム（構造）が確立するのは、第一節で述べるように、19世紀後半以降である。姓と固有名を区分する考え自体、先住民にとって、はじめ理解が難しかった。先住民は、まず、スペイン語姓名（要素）を未確立状況の姓名システムとともに徐々に採用していくことになる。その際、構造と要素は論じ分ける必要がある⁵⁾。

3) James Scott, *Seeing like a state: how certain schemes to improve the human condition have failed*, Yale University Press, 1998, pp.64-65.

4) *Ibid.*, p.65.

第二節では、スペイン人との接触が始まった植民地期の状況を、旧アステカ領域に限定して先行研究によりながら簡単にまとめる。第三節、第四節では、姓名システムの確立期である19世紀半ば以降から現代に時代を移して、フィリピン、南米を含め、非スペイン系住民の姓名の変化を著名人の事例でたどる。第五節では、再びメキシコに限定して、19世紀後半から20世紀における先住民姓名のスペイン語化を紹介する。

ラテンアメリカ先住民の姓名とくにそのスペイン語化に関する邦語による紹介は、概説的なもの以外では、第五節で取り上げる米村によるメキシコの先住民民族ミッヘMixeに関するものしか確認できなかった⁶⁾。ここでは、著名・無名にかかわらずラテンアメリカ先住民個人の姓名を中心に検討することで、のちの姓名史研究への導入としたい。理想的には、一定地域の歴史的推移をセンサスなど集団単位で把握できる資料を用いて検討し、全体像を導くという地道な作業が求められるだろう。本小論では、メキシコ1930年センサスを用いて一村落的姓名状況(第五節)をみたほかは、集団単位で一次資料を直接参照していない。一方、ラテンアメリカにおける姓名研究の動向をみると、センサスなどを用いて、先住民のスペイン語名受容について民族集団と時代を限定した全量調査の試みが始まっている⁷⁾。

1 スペイン語圏における姓名

Gabriel José de la Concordia <u>García Márquez</u>	父 Gabriel Eligio <u>García</u> Martínez 母 Luisa Santiaga <u>Márquez</u> Iguarán
---	--

表：ガブリエル・ガルシア＝マルケスの姓名構造

5) 例えば、メキシコの外国人登録に際して筆者が経験したように、Kanji Sato Satoなどと姓を二つ記すよう求められる場合、姓名システムの問題である。一方、Satoという姓をスペイン語風にSotoに改姓するよう指導された場合(そのようなことはなかった)、スペイン語姓名の問題である。

6) 米村明夫「メキシコ、アユクの『創氏改名』」アジア経済研究所企画、松本脩作・大岩川嫩編『第三世界の姓名：人の名前と文化』明石書店1994年、361-366頁。

7) Christina Bolk Turner and Brian Turner, "The role of mestizaje of surnames in Paraguay in the creation of a distinct New World ethnicity," *Ethnohistory*, 41:1, 1994, pp.139-165などがある。本小論ではこうした成果も利用できていない。

姓名システム：コロンビア出身のノーベル文学賞作家ガブリエル・ガルシア＝マルケス（1927-2013）を例として、上記の表を参照しながら、スペイン語圏独特の姓名システムを略述しておこう⁸⁾。

親しみを込めてガボGabo（Gabrielから派生）とだけ呼ばれることが多かったガブリエル・ガルシア＝マルケスの完全名は、自伝『生きて、語り伝える』によれば、表左欄に示した通りである。このうち最後の二つが姓である。日本語表記では、「ガルシア＝マルケス」のように二つの姓を等号記号で結んで表記することで固有名と区別することがある。以下、結合姓と呼ぶことにする⁹⁾。上記自伝に記されているガルシア＝マルケス本人の説明では、固有名は三つの部分に分かれる。「ガブリエル」、「ホセ」、「デ・ラ・コンコルディア」である。「ガブリエル」は父から、「ホセ」は、出生地アラカタカAracatacaの守護聖人が大工ヨセフ（スペイン語では「ホセ」）であり、生まれた三月がヨセフの月だったからである。最後の部分は、彼の誕生が周りの人々に調和la concordiaをもたらした記念として名付けられた。洗礼証明書では最後の名を記していないという¹⁰⁾。ピカソの例で示したように、スペイン語圏では、固有名を複数つけることが一般に行われている。

表右欄からわかるように、子は両親それぞれの第一姓を受け継ぐことになる。その際、父方の第一姓と母方の第一姓がこの順番でおかれる。両親の姓も同様の決まりに従っているのだから、孫の場合、祖母の姓は消滅することになる。なお、女性が結婚した場合でも、原則的に姓はかわらない。ただし、「de」（英語 “of” にあたる前置詞）を添えて夫の姓を名乗ることが一般に行われている。

結合姓成立の経緯：スペインにおける結合姓の成立過程については、芝絃子

8) 例をガルシア＝マルケスとしたのには、思いつき以上の意味がある。代表作『百年の孤独』のブエンディア家に典型的に示されているように、ガルシア＝マルケスは名前にこだわった作家である。主要登場人物であるブエンディア家の人々は代が替わっても名が繰り返される。読者は時の流れの把握に混乱する。これは小説家の意図でもあった。出版当初、ブエンディア家の家系図掲載をガルシア＝マルケスは認めなかった。Gabriel García Márquez (edición de Jacques Joset), *Cien años de soledad*, (Letras hispánicas 215), Cátedra, 1999, p.75. ただし、現在では、ほとんどの版に家系図が掲載されている。

9) 芝絃子『スペインの社会・家族・心性：中世盛期に源をもとめて』ミネルヴァ書房2001年、153頁。

10) 以上、G・ガルシア＝マルケス『生きて、語り伝える』新潮社2009年、94頁。本来なら誕生日に割り当てられた聖人の名によってオレガリオと名付けられてもよかったが、出生時、聖人祝日表が家族の手元になかったのだという。

が優れた論考を発表している。芝の論考に従って簡単に整理する¹¹⁾。芝がヨーロッパ命名革命と呼ぶ固有名への添え名surnameのはじまりは、9世紀後半からである。単一の固有名に家族関係や社会的地位、職名、あだ名、地名などが追加されていった。家族関係では、マルティンMartínの子がマルティネスMartínezを名乗るような属格父称が現れる。はじめ、それは受け継がれるものではなかった。固有名一要素の名を二要素名が男女ともに逆転するのは13世紀頃である。

結合姓は、スペインでは19世紀に法制化された。姓は、スペインにおいても、はじめひとつであった。芝によれば、二つの姓を“y”で結ぶ「y型」の結合姓は、ゲルマン双系制の伝統を背景に長子相続制Mayorazgoの影響のもとに17世紀ごろ現れる。母方財産を受け継ぐ権利をもった場合、この権利を明確に示す必要があったからである。スペインにおいて結合姓が庶民層にまで普及するのは、18世紀のことである。その後、様々な理由から先祖の名を残したい人々は祖先伝来の姓を次々に重ねて、三つ以上つける慣習も広がっていく。19世紀にはいると、法制化される。スペイン全土での現行姓システムが規定されたのは1870年市民登録Registro Civil法である¹²⁾。

結合姓の順番と通称における姓の選択：スペイン語圏における一般的姓名システムは、父方姓+母方姓の結合姓をこの順番で用いることにある。他のヨーロッパ圏やアジアの例では姓はひとつであることを考えると結合姓は確かに特徴的である¹³⁾。しかし、日常生活や仕事上では姓をひとつしか用いないことがよくあり、その場合、第一姓が使われる傾向にある。例えばメキシコの小説家・評論家であったカルロス・フエンテスCarlos Fuentes (1928-2012) は、父方姓のみを著作において使用している。逆もある。ピカソやスペイン元首相サパテロJosé Luis Rodríguez Zapatero (1960-) は、母方姓を主に使っている。社会生活を営む上で、印象的な姓を採用した結果だとおもわれる。

近年、男女平等主義のたかまりによって、姓の順番が議論され、各国で順番の自由化がすすんでいる。スペインでは、1981年6月2日政令で、所定の手続

11) 芝『スペインの社会・家族・心性』、153-166頁。

12) 同上書、153頁。

13) 複合姓を採用しているポルトガル・ブラジルでは、第一姓と第二姓が逆転し母方姓+父方姓の順となる。ただし、母方姓は現れないことが多いし、両親の父方姓が子に引き継がれる点は同じである。

きを踏むことによって母方姓を第一姓にすることも可とした¹⁴⁾。ボリビアでは、姓の順を選べるとする家族法Código de Familiaの改正がおこなわれ、2015年8月から施行されことになっている¹⁵⁾。メキシコでも同様の主張がある。メキシコでは市民登録は各州および連邦区DFの管轄である。報道によれば、メキシコ連邦区では、2014年6月の連邦区議会で出生時登録における姓の順番について自由化が決定された¹⁶⁾。

結合姓自体が慣習化しなかった地域もある。アルゼンチンでは、父方姓のみを名乗るのが通例である。19世紀末以降急激に増大する移民の出身地域が半数以上スペイン以外のヨーロッパ諸国だったアルゼンチンは、他のヨーロッパ文化の影響を受けやすいからだと考えられる。しかし、近年、アルゼンチンでもスペイン語圏一般の慣例に従う傾向がでてきた。2012年には単一姓、結合姓の双方を可能とした。さらに母方姓、父方姓の順番を選べるようにする法案がだされ、2014年に施行された¹⁷⁾。

複合名および固有名の長さ：スペイン語固有名のストックは少ないうえに、一部に偏って使われている。スペイン統計局調べによれば、上位15の名が全体の四分の一を占めている¹⁸⁾。そのため、固有名の要素を増やすことになる。マリアMaríaは代表的な女性の固有名であるが、それだけで個人を特定するのは難しい。そこで、単名を重ねるか、複合名nombre compuestoが用いられてきた。女性の場合、María del Mar, María del Sol, María de las Mercedesなどがある。男性の固有名でも同様である。Juan Pablo, Juan José, José Maríaは代表的で

14) 芝『スペインの社会・家族・心性』153頁。現行法は、以下のURLで確認できる。第194条参照。[http://noticias.juridicas.com/base_datos/Privado/rrc.t5.html] (2014/12/15閲覧、以下URLについては同日確認)

15) Bolivia, Ministerio de Justicia, “Promulgan en Sucre el nuevo Código de las Familias y del Proceso Familiar,” [<http://www.justicia.gob.bo/index.php/noticias/notas-de-prensa/1498-promulgan-en-sucre-el-nuevo-codigo-de-las-familias-y-del-proceso-familiar>]

16) たとえば、ミレニオMilenio紙 “Avala pleno del ALDF cambio en orden de apellidos,” 2014/6/10. [<http://www.milenio.com>] また、以下のメキシコ連邦区市民登録法第58条を参照のこと。[<http://www.aldf.gob.mx/archivo-4c1dd1ef8815f0db9187652d7bd673ab.pdf>]

17) Argentina, Sistema Argentino de Información Jurídica, “Artículo 64, Código Civil y Comercial de la Nación, aprobada por ley 26.994, promulgada según decreto 1795/2014.” [http://www.infojus.gov.ar/docs-f/codigo/Codigo_Civil_y_Comercial_de_la_Nacion.pdf]

18) España, Instituto Nacional de Estadística, “Nacimiento según el nombre del nacido, 2013.” [<http://www.ine.es/daco/daco42/nombyapel/nombyapel.htm>]

ある。

スペインでは、2000年に発効した市民登録に関する現行法によって、単名はふたつまで、あるいは複合名ひとつのみに登録が制限されている¹⁹⁾。したがって、現在、ピカソのような極端な長さの固有名をもつことは法的にはできない。他のスペイン語圏では、多くの場合、届出書類の書式で実質的に管理されているようだ。たとえば、コロンビアでは、ネット上におかれた出生登録書式に打ち込める範囲で認められている。文字数で60字までである²⁰⁾。

通称における固有名を選択：以上、市民登録上の固有名と姓について述べてきた。カトリック教徒の場合、洗礼名簿での記載が別に存在している。こうした文書上での登録名を完全名と呼ぶことにすると、完全名のうち固有名の構成部分が実生活においてどれほどの意味を持っているかは、各個人の個別の事例にあたるほかない。姓の選択については、既に紹介した。固有名での選択の実例をあげよう。選択の恣意性は、明らかである。

ガルシア＝マルケスは、2002年に97歳で亡くなった母の固有名について次のように説明している²¹⁾。

ルイサというひとつめの名前は、大佐の母親でちょうどその日〔誕生日1907年7月25日〕、なくなって一か月だったルイサ・メヒア・ピダルにちなんでつけられた。ふたつめの名前サンティアーガは、その日が偶然、エルサレムで首を刎ねられた使徒ヤコブ、通称大サンティアーゴの聖日だったことによる。この名前を彼女は人生の半ば過ぎまで隠して暮らした。いかにも男の名前のようで仰々しく感じられたからだが、結局、不忠な息子が小説に書いたせいでばれてしまった。(〔 〕内は筆者)

つまり、サンティアーガは母にとって秘匿すべき名であり、本人が使うことはなかったのである。ガルシア＝マルケス本人についても、同様のことが言え

19) “Artículo 192, Reglamento para la aplicacion de la Ley de Registro Civil : Del nombre y apellidos subsección 1: Del nombre propio.” [http://noticias.juridicas.com/base_datos/Privado /rrc.t5.htm]

20) Colombia, Registraduría Nacional del Estado Civil, “José y María, Rodríguez y Gómez: los nombres y apellidos más comunes de los colombianos…” [http://www.registraduria.gov.co/rev_electro/articulos/jose_maria.htm]

21) ガルシア＝マルケス『生きて、語り伝える』70頁。

る。自伝『生きて、語り伝える』のなかで三番目の名として示された“de la Concordia”が一般に認識されたのは、上記自伝出版（2002年）後である。「伝記・系図総索引」²²⁾で採取されている各種人名事典で“de la Concordia”を人名表記に含めているものはない。しかし、死去時に各種メディア上に掲載された追悼記事では使われることになった。“de la Concordia”すなわち「調和の」は、作家個人が秘匿しつづけ、晩年になってメッセージとして残した特別な固有名だったと想像したい気になる。

2 植民地期メキシコ先住民によるスペイン姓名の受容

「はじめに」で、現代メキシコ・オアハカ先住民の姓名をいくつか紹介し、スペイン姓名普及の事例とした。19世紀にさかのぼっても、オアハカ先住民のスペイン姓名の著名な事例がある。オアハカ先住民（サポテコ）出身のメキシコ大統領フアレス Benito Pablo Juárez García (1806-1872) である。オアハカは、太平洋岸の南西メキシコの州で、現在、先住民人口の比率がメキシコで最も高い州である²³⁾。フアレスは、州唯一の植民都市オアハカ市の近郊の村で生まれた。12歳のとき、スペイン語が流暢に話せないまま、自らの意志で村を出てスペイン語世界であるオアハカ市にうつり、教育を受ける機会に恵まれた。彼の姓名はスペイン語系である。彼の自伝的著作をみても、先住民系の名前についての記述はない²⁴⁾。しかし、数例を示しただけでは、普及や定着の全体像はわからない。

第一節で示したように、姓名システムは19世紀にスペインで法制化されたものである。当然であるが、スペイン以外のスペイン語圏でも、姓名システムは19世紀以降に広がっていく。したがって、それまでは、まず、スペイン名の各要素がスペイン語圏に持ち込まれた。以下、16世紀から19世紀初頭までの植民地期における旧アステカ領域のナワ語圏において、名のスペイン語化がどのよ

22) Biography and Genealogy Master Index. 人名検索サイトancestry.comで参照。

23) 2010年調査では、人口の約4割170万人（非先住民言語話者を含む）が先住民である。サポテコ人口は77万人で、オアハカでは最大の民族集団である。México, Comisión Nacional para el Desarrollo de los Pueblos Indígenas, *Acciones de gobierno para el desarrollo integral de los Pueblos indígenas; informe 2011*, CDI, 2011., pp.410-413. [CDI_informe_2011.pdf, <http://www.cdi.gob.mx>] オアハカは、ナワ語圏ではないが、アステカ領域だった。

24) Benito Juárez (edición de Héctor Cuauhtémoc Hernández Silva), *Apuntes para mis hijos*, Fondo de Cultura Económica, 2006. この原稿の正確な執筆年は不明である。

うに進んだのか、あるいは先住民言語系の姓名が維持されたのか、先行研究をたよりにまとめ、植民地期の状況を全体的に把握しておきたい。

征服時アステカ領域の固有名と洗礼名：アステカ領内の住民の固有名は、1521年の征服を機に大きな変化を見せる。カトリックの伝道により洗礼名が付与されるからである。アステカの中心地域(現在のメキシコ市とその周辺の州)で話されていた言語は、ナワ語náhuatlである。ナワ語話者は154万人(5歳以上)おり、メキシコ最大の先住民言語集団である²⁵⁾。ここでは、ナワ語地域での姓名の変容をみていく。

征服以前のナワ人Nahuaの名については、各種の年代記Crónicaから一部が知られている²⁶⁾。誕生日の暦に由来する命名(例：Ome Acatl 2の葦)や、暦と関連する動物の名(例：Tecolotlふくろう)、そのひとの肉体的特徴や性格に基づくもの(例：Maxixcatzin小便するもの)があった²⁷⁾。首長などに特定の役職名が二つ目の呼び名となっている場合はあった。アステカ住民に姓はなく、成人後の固有名はひとつだったと考えられている²⁸⁾。

スペイン植民地支配は布教と一体に進んだ。コルテスの率いた征服部隊には聖職者も同行していた。ローマ教皇から改宗化事業を委託されたスペイン王室は、コルテスの進言に応じて、フランシスコ会士12人(「メキシコ十二使徒」と呼ばれた)を1524年にメキシコに派遣する。前年の1523年には、ガンテPedro de Ganteらフランドル出身のフランシスコ会士3人がメキシコにすでに着いていて、「十二使徒」に合流している。フランシスコ会士による集団洗礼は盛況で、モトリニアMotolinía『ヌエバ・エスパーニャ布教史』によれば、1524年から1536年にメキシコで400万人が洗礼を受けた。ソチミルコ

25) México, CDI, *Acciones de gobierno*, p.410-413.

26) 研究論文としては、María de Lourdes Aguilar Salas, “Antroponimia náhuatl en los antiguos mexicanos: Génesis y pervivencia”, *Parole: revista de creación literaria y de filología*, n.1, 1988, [http://hdl.handle.net/10017/10837] などがある。

27) マシスカツィンMaxixcatzinは、スペイン人到着時におけるトラスカラTlaxcala四領主のひとりである。洗礼を受け、ロレンソLorenzoを名乗った。ディエス・ニューニョス・カマルゴ「トラスカラ史」G.ボド、T.トドロフ『アステカ帝国滅亡史』(叢書ユニベルシタス444) 法政大学出版局1994年、330頁。同文書では、トラスカラ人への洗礼名の付け方が例示されている。331頁。

28) James Lockhart, *The Nahuas after the conquest: A social and cultural history of the Indians of Central Mexico, Sixteenth through Eighteenth Century*, Stanford University Press, 1992, p.118.

Xochimilcoでは、二人のフランシスコ会士が一日に1万5000人にも洗礼を施したと記録されている²⁹⁾。

カトリック教徒であれば、洗礼名が与えられる。カトリック教徒になることは、すなわちスペイン語系の固有名をもつことでもあった。征服期の初期にスペイン人と接触した被征服民には出生時以来の呼び名があったはずであるが、現地語の発音に疎いスペイン人からは、あらたに名付けられた洗礼名でよばれることは自然であった。スペインによる「新世界」統治は、本稿の趣旨に従えば、住民の名をスペイン語化することから始まったと言うこともできる。

マリンチェ La Malinche：しかし、植民地初期において、スペイン語名が一般のナワ人にそのまま受け入れられたわけではない。現在マリンチェという名で知られている女性の場合をみていこう。征服者コルテスらは、1519年にタバスコTabascoの首長から女奴隷20人が贈られた。そのうちのひとりがマリンチェであった。マリンチェは、コルテスのもとでアステカの言語であるナワ語への通訳を務めただけでなく、コルテスとのあいだに子供Martín Cortésをもうけている。年代記『メキシコ征服記』には、マリンチェの存在がアステカ情報の収集において、欠かせないものだったと指摘されている。アステカ領域の首長層の家に生まれた彼女は、母が再婚したことをきっかけとして、アステカ領域に隣接するタバスコに売られていた。女奴隷たちはスペイン人に渡されるとすぐさま洗礼を受けた。その際マリンチェはマリナMarinaという名前を与えられた³⁰⁾。以後、スペイン人征服者から尊称を付してドニャ・マリナDoña Marinaと呼ばれることになる。マリンチェは、スペイン語名をもつことになった最も初期のアステカ系住民であった。

現在普及している名マリンチェは、マリナにナワ語の尊称接尾辞-tzinを付けたマリンツインMalintzinに由来する。すなわち、ドニャ・マリナのナワ語訳である。RとLが入れ替わるのは、日本語の場合と同様の理由による。ナワ語話者にとっては、ドニャも名前と認識された。ナワ語で書かれたサアグンSahagún編纂のアステカ滅亡史（『フローレンス絵文書』第12巻、1590年）では、

29) モトリニア 『ヌエバ・エスパーニャ布教史』岩波書店1979年、226頁、346頁。同書にはヌエバ・エスパーニャにおける征服直後の集団洗礼の様子が記録されている。モトリニアの名は、ナワ語で「貧しい人」の意味である。モトリニア自身が、先住民の自分に対する語りから選び取った名である。「十二使徒」のひとり。

30) ベルナル・ディーアス・デル・カステイリョ 『メキシコ征服記』第1巻、岩波書店1986年、第36章131頁および第37章。

MalintziおよびMalintzinと表記されている³¹⁾。ナワ語が主流だった征服直後のアステカ領域においては、スペイン語であるドニャ・マリナではなく、マリントインというスペイン語からナワ語になった呼び名が、ナワ語が優勢だった当時の社会で一般化したのである³²⁾。

植民地時代のメキシコ、ナワ語圏：以上のように、布教の進展にもなって、1540年代ごろまでには、旧アステカ領域のほとんどの住民はスペイン語固有名(洗礼名)をもつことになった。その結果、残されている文書上では、スペイン語名+ナワ語名の二要素名が多く現れるようになる。

スペイン植民地期のナワ語圏における先住民名については、ロックハートによるナワ語圏社会文化変容に関する研究『征服後のナワ人』が詳細に明らかにしている³³⁾。同書で採取されているクエルナバカCuernavacaのセンサス(1535-45年)とクルウアカンCulhuacánでのある遺言書(1580年頃)に現れた名の一覧をみると、前者ではナワ語単一名もみられるが、同時に二言語併記の名(例: Andrés Chilcanauh細いトウガラシ)がみられる。一方、後者の一覧表では二言語名併記の事例がほとんどを占めている。このような二要素名は、スペイン人にとって第二要素が姓のように感じられただろうとロックハートはことわったうえで、先住民にとっては子孫に引き継ぐべき種類のものとは考えられていなかったと述べている³⁴⁾。固有名と姓の区分が認識されていないということである。

二要素名のうち二番目の位置にあったナワ語名は、征服以前にたどれる一部の首長層の名を除いて、17世紀後半までには、大半の地域で徐々に失われてい

31) Bernardino de Sahagún, *Book 12: the conquest of Mexico, Florentine Codex: general history of the things of New Spain*, Monographs of School of American Research, No.14, Part XIII, University of Utah, 1975, p.25 and p.45.

32) Lockhart, *The Nahuas after the conquest*, p.275. マリンチェの出生時の名前はマリナリ Malinalliであると、多くの資料が指摘している。マリナリ(悪い草)は、アステカの暦に由来する。しかし、タウンゼンドによれば、不吉な名であったため名付けられることはほとんどなかった。当時名前は、成長に合わせて次々と変化したのであり、マリンチェ自身名前にこだわりはなかった。したがって、元の名を詮索することに意味はないと主張している。Camilla Townsend, *Malintzin's choices: An Indian woman in the conquest of Mexico*, New Mexico University Press, 2006, pp.12-13.

33) Lockhart, *The Nahuas after the conquest*, pp.117-130. 以下の記述は、同書で「命名パターンの変容」と題された節に依拠している。

34) *Ibid.*, pp.120-121.

く³⁵⁾。かわって、ひとつには、聖人名やカトリック教義に由来する名が入るようになる。例えば、Juan de San Martín, don Antonio de San Juan, Diego de la Cruzなどである。当時、宣教にあたった修道士たちは修道会に入会するとき宗教色のある姓を採用したことから、洗礼においても同様の名を信者に認めたものとロックハートは推定している。日常生活の中でde San ---の部分は徐々に言及されなくなり、Juan de San Martínは単にJuan Martínとなる傾向があった。また、スペイン人の著名な有力者の姓をとる場合もあった。直接的にその有力者の庇護を受けている場合もあるが、有力者の死後に広まる場合もあった。征服者コルテスCortésや初代副王メンドサMendozaなどが代表的である。コルテスという姓をもつ人物は、かなりの蓋然性で先住民であると、ロックハートは指摘している。第三に、Hernándezのようなスペイン人によく見られる属格父称の姓も採用されていく。先住民と接することが多かった身分の低いスペイン人に多くある姓であり、姓が必要となる何らかの事情があった場合に先住民が自ら選ぶことが容易だったからである。あるいは、神父らによって与えられた可能性もあった。

ナワ語で記された1548年トラスカラ・カビルド文書の例もみておこう³⁶⁾。貢納品のトウモロコシの割当に関する話し合いのためトラスカラ貴族層が集まった会議記録である。会議参加者として、Don Juan XicotencatlやDon Juan Maxixcatzinというスペイン語名+ナワ語名の名も記録されている。しかし、大半はGaspar de Luna, Félix Mejía, Don Francisco de Mendozaといったスペイン語系のみで構成される名である。

こうした二つの部分からなる名は、場合によって引き継がれていく。ロックハートによれば、スペイン語姓は、子孫に引き継がれる傾向があった。一方、Diego Franciscoといった二重固有名は一代限りであることがおおかった。ただしSantiagoとde la Cruzは引き継がれることがおおい。父の名をそのまま子が受け継ぐこともみられた³⁷⁾。また、裁判記録など日常生活に関連する記録で

35) Ibid., p.127. ただし、スペイン語社会と比較的接触の少ない地域では、ナワ語圏でも19世紀末まで先住民名が残っている。第五節参照のこと。

36) "Assesing the Maize Tribute in the Nahuatl Cabilido," Matthew Restall, Lisa Sousa, Kevin Terraciano, ed., *Mesoamerican voices: native-language writings from Colonial Mexico, Oaxaca, Yucatan, and Guatemala*, Cambridge University Press, 2005, pp.129-130. Lockhartら編による英語訳史料集からの再録である。

37) Lockhart, *The Nahuatl after the conquest*, p.125.

は、単にAnaだとかJuanという単名しか記録に現れない場合も多く存在する³⁸⁾。

記録される姓名：記録に現れる多くの先住民は、名前がスペイン語系である。征服後も先住民系の名をもつ人は、既に述べたようなアステカ時代から続く首長層や文字を操る知識人である³⁹⁾。ロックハートらに取り上げているナワ語名が記録されている文書は、主流社会であるスペイン語社会で保存されたものである。スペイン語社会との接触が進んだ場合、識字者の有力者でなければナワ語系の名を文書に記述させることは困難だったからだと考えられる。

主流スペイン語社会が生活の場となった場合、初代が先住民意識をもっていたとしても、世代を重ねれば、一般にはメスティーソmestizo化する⁴⁰⁾。後に20世紀の例でみるのと同様に、植民地時代でもスペイン語名は、はじめ「偽装する」ための効果的道具だったのかもしれない。しかし、主流社会で長く生活すれば、先住民意識は徐々に薄れていっただろう。ナワ語世界であったかつてのテノチティランTenochtitlan（現メキシコ市）では、ナワ語の日常使用も徐々に失われていったと考えられる。ナワ語系の名をもつ旧首長層や知識人もまた、ナワ語からスペイン語に母語を変えていったはずである。

逆に言えば、その後も洗礼名簿など教会関係の以外の姓名リストに現れない先住民たち、すなわち、スペイン語世界との接触が弱い先住民たちは、その多くが、家族など緊密な場では旧来からのナワ語名を独立後まで維持したと考えられる。スペイン語姓名に変えた場合でも、家族や周囲の人だけが知る別の呼び名をもっている可能性がある。この点については、第四節と第五節で事例を紹介する。

38) Ibid., p.122.

39) 著名な歴史家をあげておこう。詩人で首長でもあったネサワルコヨトルNetzahualcōyotlの血を引くイストリルソチトルFernando de Alva Ixtlilxóchitl、テソソモクHernando Alvarado Tezozómoc、チマルパインDomingo Francisco de San Antón Muñón Chimalpahin Quauhtehuanitzinらがいる。しかし、ここにみられるナワ語姓は、人名検索サイトancestry.comで確認する限りでは、現在に引き継がれていない。1970年代に発表された調査では、300弱のナワ語姓が収集されている。ナワ語圏の住民のうちナワ語姓をもつものは5%以下だとしている。Fernando Horcasitas, “Cambio y evolución en la antroponimia náhuatl,” *Anales de Antropología*, vol.10, 1973, pp.273-280に一覧がある。[http://www.journals.unam.mx/index.php/antropologia/article/viewFile/23289/pdf_723].

40) 本小論で、非スペイン系住民という用語で述べているのは、主に先住民indígenaである。メスティーソ化とは先住民性を失うことである。先住民・インディオ概念については、次を参照されたい。禪野美帆『メキシコ、先住民共同体と都市：都市移住者を取り込んだ「伝統的」組織の変容』慶応義塾大学出版会2006年、49-68頁。

3 姓名システムの導入：フィリピン姓付与令1849年とホセ・リサル José Rizal

次に、姓名システムの普及について確認していこう。すでにみたように、スペインで法制化によって姓名システムが確立するのは19世紀後半である。スペイン語圏でも、同時期、宗主国にならった施策がとられていく。固有名+結合姓という姓名システムは、法整備と先住民の国民化の結果、現在、各国でほぼ受容されているとあってよい。19世紀、多くの国家で市民登録制度が整備され始めたが、その際、スペインから独立した国家によって採用されたのは、旧宗主国の姓名システムであったからである。

出生時などに政府機関での登録を義務づけ、個人名を国家が管轄することは、近代国家の特質である。植民地期から独立期まで、出生、婚姻、死去という人生の重要な区切りは、スペイン語圏では伝統的に教会すなわち「教権」が管理してきた。しかし、18世紀末になると、スペイン王室は近代国家への脱皮を目指して植民地の住民調査を始めている。植民地独立後には、各国政府は住民管理に直接乗り出す。たとえば、メキシコでは一連の反教権政策（レフォルマ Reforma改革とよばれた）がおこなわれ、その一環として市民登録法（1859年）がだされている。

フィリピン姓付与令：19世紀半ば、スペイン帝国の植民地としてわずかに残された領域のひとつであったフィリピンでも、同様の試みがなされた。姓付与令（1849年11月21日政令）である。姓名システム普及の第一段階は、家族姓を普及することであった。

姓付与令は、スコットが国家管理による「読み取り可能化legible」、単純化の例として紹介している事例である⁴¹⁾。1849年当時、フィリピン住民のかなりは固有名のみで姓をもっていないか、あるいは特定の「姓」に集中していた。家族内で異なる第二要素の固有名をもっている場合もあった。スペインから新しく赴任した総司令官（1844-1849）クラベリア Narciso Claveria y Zaldúa は、住民調査を行うに際して、同名の人が多く個人の特が難しいという状況に直面した。この政令では、特別の場合を除いて、頻度の高い特定の姓を認めず、アルファベット順の姓リストを用意して、地域ごとに家族にひとつ割り当てることにした。

姓付与令に付属している姓リストには、スペイン姓のほかフィリピン各地で

41) Scott, *Seeing like a state*, pp.69-71.

収集された現地姓、アラビア姓、中国姓、日本姓なども含めて約6万種が掲載されている⁴²⁾。この政策では、特定の地域の住民が同一のアルファベットで始まる姓をもつことになった。近年に至るまで人口移動が顕著でなかったため、厳格に施行された地域の場合、姓の頭文字からその出身地が推定できる場合があるという。もっとも、施行は困難を極め、厳格に実行された地域は少ない。

姓付与令という施策からは、19世紀半ば、統治上重要な姓名システムがフィリピンでは庶民にまでおよんでいなかったことがわかる。とはいえ、スペインによる植民地支配に組み込まれていたひとたちは、スペイン姓をすでにもっていた。家系に関する詳細な調査がおこなわれているフィリピンの国民的英雄ホセ・リサル（1861-1896）の場合でみておこう⁴³⁾。

ホセ・リサル:「伝記・系図総索引」には、人名表記が5種類ある。通名ホセ・リサルのほか、Jose Rizal y Alonsoとするもの、Jose Rizal y Alonzoとするもの、Jose Mercado Rizalとするもの、Jose Protasio Rizal y Mercado Alonsoとするものがある。慣用名をとるか、より完全名をとるかによって、表記が分かれている。アロンソ（AlonsoあるいはAlonzo）は母方姓である。通名ホセ・リサル表記以外では、一件だけ、母方姓が現れていないものがある。問題は父方姓で、リサルとメルカドがそれにあたる。父方姓がふたつあるというのは、どうしたことなのだろうか。

父方姓は、元来メルカドMercado（スペイン語で「市場」の意味）であったことが知られている。ホセ・リサルは「中国系メスティーソ」である⁴⁴⁾。父の曾祖父（本人の高祖父）は、現中国福建省晋江市出身の柯儀南であった⁴⁵⁾。柯儀南は、フィリピン・ラグナ地方ビニャンBiñanに移民しドミニコ会所有の農

42) Narciso Claveria, *Catálogo Alfabético de Apellidos (1849)*, National Archives Publications, Manila, No.D-3, 1973. [http://www.pilipino-express.com/pdfs/inotherwords/060916_Claverias_Catalogue.pdf]

43) Austin Craig, *Lineage, life and labors of José Rizal Philippine Patriot; a study of the growth of free idea in the Trans-Pacific American Territory*, Philippine Education Company, 1913. (ここではパブリックドメインのKindle版を参照した。)

44) フィリピンにおける中国系移民については、以下を参照のこと。菅谷成子「スペイン領フィリピンにおける『中国人』: “Sangley,” “Mestizo” および “Indio” のあいだ」『東南アジア研究』第43巻第4号（2006）。

45) 晋江市地方志編纂委員会办公室 [<http://www.jjsqxx.com/Item/Show.asp?m=1&d=100613>] 参照。最近の調査により、柯儀南の出生地が特定された。晋江には、現在ホセ・リサル像がたっている。

園の借地人となったのち、1697年にマニラの教会で洗礼を受けドミンゴ・ラムコDomingo Lam-coを名乗った。固有名ドミンゴはドミニコ会創設者に由来する洗礼名である。1731年には、Francisco Mercadoと命名された息子が生まれた。新たにメルカド姓が付され、ラムコ名は消えた。クライグによれば、中国語名による偏見を避け、しかも中国系であることを示せる姓であった。福建からの移民は商人であることが多く、メルカド姓は適当だった⁴⁶⁾。以後、メルカド姓を家族は受け継いでいく。ホセ・リサルの家系では、18世紀において、家族姓が定着したのである。曾祖父と同じ名をもつ父は、ラグナLaguna州カランバCalambaでドミニコ会農園の借地農として成功をおさめた。メルカド家は、地域の中で最も有力な家族のひとつであった。

ホセ・リサルは、1861年、母テオドラTeodora Alonso Realondaのもとに第7子として誕生する。リサル姓は、1850年、姓付与令の時期に父が新たに採用したものである。付与令に付属したリストにリサル姓はない。しかし、家族識別を行政上効率化するという姓付与令の目的に沿ったものだった。1889年、パリに滞在していたホセ・リサルは、友人ブルーメントリットFerdinand Blumentrittに宛てた手紙で、自分の姓について次のように述べている⁴⁷⁾。

両親、兄弟姉妹、親戚は、私たちの古い姓メルカドを家庭内でいつも使っていたため、私がただひとりのリサルである。私たちの家族姓は実際メルカドだったが、フィリピンには私たちと姻戚関係のないメルカド姓をもつ人たちがたくさんいた。私たち家族の友人であった市長が名前になりサルを付け加えたといわれている。私の家族はこのことを気かけなかったが、私は使う必要がある。そのため、私は庶子であるかのようだ。

46) Craig, *Lineage, life and labors*, pp.33-34. 「ラムコ」は、漢字では、南哥である。「co哥」は接辞で「～さん」の意味。通称「南哥」Lam-coであったため、洗礼名ドミンゴとともに使われた。Ibid.p.28.元来、固有名であるLam-coは、フィリピン社会では姓と見なされていたと考えられる。こうした事情は、後にみるナワ語圏における固有名の姓化と同様である。

47) *Rizal-Blumentritt correspondence, (Writings of José Rizal)*, vol.2, part 1, José Rizal National Centennial Commission, Centennial edition, 1961, p.265. ファクシミリ版のほか英語訳が掲載されている。原文はドイツ語。この書簡に日付場所表記はない。執筆年は、同書簡集の編集に従った。ブルーメントリットは、リサルの最初の著作『ノリ・メ・タンヘレ(われに触るな)』をドイツ語に訳すなど、リサルとの親密な交友で知られている。チェコ・ブラハ1853年生まれ。

リサル姓を使う必要性について、大学での勉学上不利益を被らないよう、身元が隠せるリサル姓の使用を兄から勧められたためだと上記手紙のなかで記している。自由主義者だった兄は、弾圧により大学を去らなければならなかったからである。

以上が、Rizal-Mercadoと父方の姓を二重に記載する場合がある理由である。ホセ・リサルの場合や姓付与令からわかるのは、19世紀半ばのフィリピンでは、スペイン姓は固定的でなく流動的だったということである。なお、ホセ・リサル以降、その子孫たちはリサル姓を名乗っている。姓に関する規範整備は、フィリピンでは、19世紀半ばにはじまったのである。

4 現代グアテマラ、アンデス諸国の先住民姓名：リゴベルタ・メンチュウとエボ・モラレス

南北アメリカのスペイン語圏において、先住民に姓名システムが定着するのは、20世紀後半である。19世紀半ばにフィリピンで行われた中央集権的な施策と比較して、南北アメリカ各国における先住民の国民化はゆっくりと進んでいることがわかる。スペイン語圏南北アメリカ先住民のスペイン姓名システムの受容とともに、姓名におけるスペイン名の定着度合いについて、この節では、グアテマラとアンデス諸国について事例をみておこう。

現存する著名なラテンアメリカの先住民ふたりを取り上げる。ひとりにはグアテマラ・キचे Quiche民族出身で先住民の人権擁護に尽力している1992年ノーベル平和賞受賞者（1959年生まれ）であり、もうひとりには2014年に三選を果たしたアイマラ Aymara 民族出身の現ボリビア大統領（1959年生まれ）である。両者とも先住民比率が高い国の出身であるが、両国で先住民がおかれている状況は大きく異なることに注意したい。前者は、通名ではリゴベルタ・メンチュウ Rigoberta Menchú、後者はエボ・モラレス Evo Morales として知られている。完全名は、それぞれ Rigoberta Menchú Tum、Juan Evo Morales Aima である。この二人の場合、固有名部分は、スペイン系の名、もしくはスペイン語化されている⁴⁸⁾。また、姓名システムに則っていることがわかる⁴⁹⁾。また、それぞれの母方姓は先住民系の姓である。姓について言えば、スペイン語化が貫徹してはいない。

リゴベルタ・メンチュウ：リゴベルタ・メンチュウの半生は、ノーベル平和賞受賞のきっかけとなった伝記『私の名はリゴベルタ・メンチュウ』によって、広く知られている。同書は、スペイン語を書けないリゴベルタへの聞き取りを

もとに編まれたものである⁵⁰⁾。1998年には、自らの手になる自伝『リゴベルタ：マヤ民族の孫』が発表された。名前へのこだわりが両書名からうかがえる。この自伝で、リゴベルタ・メンチュウ＝トゥンと名乗るようになったのは1979年以後のことだと明らかにしている。彼女の「本当の名」はミンM'inである⁵¹⁾。

実際、私の本当の名はミンである。それは祖母の名でもある。いまでも、甥姪や親戚たちはみんな私のことをミンとよぶ。村人もウスパンタン住民にも、私はその名で通っている。生まれたとき、登録時に町役場に行く時間がなかったため、父は何日も登録せずにいた。父が役場に行ったとき、役人たちはその名を受け付けてくれなかった。聖人リストを見せられた父は、そのなかからリゴベルタを選んだ。なぜリゴベルタを選んだのかは、わからない。すごく複雑な名だ。家族、特に母は、一度も発音することができなかったのだ。母は「リゴベルタ」と一度も言えなかった。いつも、「ベタ」とか「ティタ」と言っていた。結局、家ではいつも私はミンだった。18歳のとき、父は私のアイデンティティを取り返すために苦勞しなければならなかった。出生証明書を探しに役場に行った父は、自分の娘ミンの出生証明書を請求した。登録されているミンは全くないと告げられた。その上、1月4日の朝8時生まれだと父は主張したが、その日付に生まれたメンチュウ＝トゥンは役場の書類にないといわれた。たくさん罰金をはらったあげく、ひとつの名前がみつかった。父方と母方の姓が一致する1月9日生まれのリゴベルタ・メンチュウ＝トゥンである。そのとき、その名が私であるとされ、私の法的アイデンティティがこうして成立した。そして、そのように私は呼ばれたのである。

48) Evoは、スペイン政府統計局の姓名登録データベース [http://www.ine.es] で検索すると、皆無もしくは全国で20人以下である。しかし、女性名としてEvaは一般的であり、その男性形であることから、スペイン語化した固有名であると、本小論では判断した。

49) それぞれの父母の姓名はVicente Menchú Pérez、Juana Tum K'otojaとDionisio Morales Huanca、María Ayma Mamaniである。

50) エリザベス・ブルゴス『私の名はリゴベルタ・メンチュウ：マヤ・キチエ族インディオ女性の記録』新潮社1987年。同書は、その後、内容の真偽をめぐって論争を巻き起こした。スペイン語版は1985年発行。

51) Rigoberta Menchú (con la colaboración de Dante Liano y Gianni Mina), *Rigoberta: La nieta de los mayas*, Aguilar, 1998, p.114. 以下の引用も同じ。

上記の証言には、「本当の名」すなわち身内で伝統的に使われてきた名とスペイン姓名システムに則った法的な名が、リゴベルタ・メンチュウ個人の中で複雑に両立している様子が描かれている。彼女の内面世界では、この名が「本当の名」に置き換わったわけではない。また、名を「本当の名」に置き換えることを望んでもいない。別種の二つの名をもっていると認識している。彼女は、「本当の名」ではなく、別の法的アイデンティティのもとで闘う女性となった。社会的政治的活動において主流社会に異議を申し出るとき、主流社会で認められる名が必要となったのである。メンチュウらの活動の成果により近年変化が見られるものの、グアテマラは、リゴベルタの青年時代には、主流社会であるラディーノ社会と先住民社会とに分断された国であった⁵²⁾。彼女のふたつの名は、グアテマラの現実を反映しているといえる。

エボ・モラレス：エボ・モラレスは、ボリビア先住民の国政参加の進展を象徴する人物である。先住民はボリビアで多数を占めているが、彼が登場する時期までその国政関与は進んでいなかった。2006年以来、「ボリビア最初の先住民出身」大統領の座にある。2009年憲法改正により、正式の国名を「ボリビア多民族国Estado Plurinacional de Bolivia」としたことに示されているように、ボリビアは、先住民を国家の基盤に位置づけている。彼は、オルロOruro県のアイマラ農民の家に生まれ、16歳で地元サッカーチームの監督となるなど、リーダーとしての資質を若いときから発揮したといわれている。1994年には、コチャバンバCochabambaのコカ栽培者連合の指導者となった。以後、農民運動を率い、政界に進出した⁵³⁾。

ボリビアでも伝統的支配者層である白人系社会と先住民系社会では、違った世界が広がっている。しかし、モラレスの政界進出前の経歴からわかるように、グアテマラと違って先住民は先住民意識を失うことなく主流社会と関わってきた。リゴベルタとエボ・モラレスは、同年齢であるが、それぞれの国の主流社会との関わりでは異なっている。

2014年2月、エボ・モラレスは、自らの姓モラレスについて調査中であると、遊説先での会見で述べている。2007年ドイツ在住ペルー・アイマラ民族出身の

52) 現代におけるグアテマラ先住民と主流社会との関係については、歴史的記憶の回復プロジェクト編『グアテマラ虐殺の記録：真実と和解を求めて』岩波書店2000年が詳しい。

53) モラレス大統領の政策については、遅野井茂雄「『ボリビア多民族国』への始動：新憲法下での占拠とモラレス政権の課題」『ラテンアメリカ・レポート』第27巻第1号2010年。

ムルチ・ポマが出版したエボ・モラレスに関するドイツ語の著作の中で、モラレスの5代前の祖先はカタリKatariという先住民姓だったと発表したからである⁵⁴⁾。これを伝えた記事によれば、ボリビアでは、公職に就くためや大学入学のため、先住民姓をスペイン語化することが行われていた。先住民姓をもつことで、差別の対象とされたからである。一例として、ボリビア最初の先住民副大統領ウゴ・カルデナスVictor Hugo Cárdenas (1993-1997)の父は、チョケワンカChoquehuancaという姓を勉学のためにかえたとする例があげられている。1975年には、先住民姓はかえることができるとする大統領令がウゴ・バンセルHugo Banzerによりだされている⁵⁵⁾。

上記記事からは、ボリビアでもグアテマラの場合と同様、姓名のスペイン語化は社会的圧力の結果だということがわかる。姓をスペイン語系に替えれば、主流社会に入る込む余地があったということでもある。ただし、旧インカ帝国の領域であるボリビアなどアンデス諸国では、次節でみる旧アステカ領域と比較して、先住民系の姓が継承されている⁵⁶⁾。その理由を考えるには、インカ帝国時代における名前についての知見や、植民地期や独立後における先住民社会とスペイン人社会との関係を論じる必要がある。本稿で検討する余裕はないが、次の点だけは確認しておきたい。旧インカ帝国の領域では、旧アステカ領域以上に旧支配集団であったインカの系譜を引く貴族の威光は征服後も維持されていた。スペイン人征服者たちも、その威光を無視することはせず、婚姻などを通して利用したことが知られている。一方、植民地支配に抵抗する人々も、反

54) Muruchi Poma, *Evo Morales, Die Biografie*, Militzke Verlag, 2007. ただし、未見である。

55) “Evo Morales investiga el origen de su familia y su apellido” *Página Siete*, 2014.2.7. [http://www.paginasiete.bo/sociedad/2014/2/7/morales-investiga-origen-familia-apellido-13422.html.]
ただし、AFP配信記事である。

56) ボリビアでもっとも多い先住民姓は、アイマラ系のママニMamaniである。そのほか、ケチュア系のキスベQuispe, コンドリCondriなどがある。“Estudio revela que Mamani es el apellido más frecuente,” *Correo del Sur*, [http://correodelsur.com/2013/08/11/11.php] ボリビア全体におけるママニ姓の正確な占有率はわからない。参考として、スペイン在住ボリビア人の姓調査をあげると、ママニが10.1%で10位、キスベが5.9%で20位である。同様に、ペルー人では、先住民系の姓として第6位にキスベがあり、占有率は8.8%である。エクアドル人では、グアマンが第13位で占有率は5.6%となっている。最大の占有率を占める姓はペルーでガルシア10.6%、ボリビアでロハス14.5%、エクアドルでトレス8.9%である。España, Instituto Nacional de Estadística, “Primer apellido más frecuente por Nacionalidad, Hoja 3: Nacionalidades de América” [apellidos_por_nacionalidad.xls, http://www.ine.es/]

乱の際にはインカの威光を利用した⁵⁷⁾。

5 独立後メキシコにおける先住民の姓名

この節では、第二節につづいて、旧アステカ領域以外も含めて独立後から現代までのメキシコにおける先住民の姓名について述べよう。すでに指摘したように、植民地時代旧アステカ領内の中心域であってもナワ語姓は完全に消滅したわけではない。スペイン人との接触が比較的希薄な地域では、姓概念の導入や姓名のスペイン語化は、19世紀末から20世紀に本格的化する。19世紀末以降開発が急激に進んだ北部ソノラSonora州の先住民族ヤキYaqui人の姓名に関する事例からみていく。

ヤキ人の姓名：19世紀後半、メキシコ北西部ソノラ州にカヘメCajeme（ヤキ語で「水を飲まぬもの」）と呼ばれていたヤキ人反乱指導者がいる。メキシコ政府軍との戦い（ヤキ戦争）において英雄とされる人物である。1887年に処刑された。彼は、フランスによるメキシコ出兵に際して政府軍にも加わっており、José María Leyva Pérezというスペイン姓名システムに基づく別名をもっていた。リゴベルタ・メンチュウの場合と同様に、カヘメは、自らが置かれた場に合わせて自称を使い分けていたのである。一方、メキシコ政府軍は、彼をスペイン名ではなくカヘメと呼んでいる。また、当時ソノラ州知事で後に副大統領となったコラルRamón Corralによる略伝では、José María Leyva Cajemeとしている⁵⁸⁾。カヘメとは、本来固有名である。コラルは、反乱指導者カヘメを英雄化することで、ヤキ人たちをメキシコ国家内に統合したいと望んでいた。この考えが現れている上記略伝では、カヘメが姓として扱われていることに注目したい⁵⁹⁾。既にみたように、先住民の二重固有名の先住民名部分は、スペイン姓名システムのなかで姓とみなされる傾向があった。

57) 邦語では、網野徹哉『インカとスペイン：帝国の交差（興亡の世界史12）』講談社2008年が詳しい。インカの威光を背景にした反乱としては、18世紀末、インカ皇帝の子孫と主張したトゥパック・アマルー Túpac Amaruの反乱がある。反乱指導者の「本名」は、ホセ・ガブリエル・コンドルカンキJosé Gabriel Condorcanquiである。

58) Ramón Corral, “Biografía de José María Leyva Cajeme,” *Obras históricas*, No.1, 1959, pp.147-192.

59) カヘメの英雄化については、拙稿「ディアスポラの民の国民意識：ディアス政権期ヤキ／メキシコ関係の変遷、1875-1909年」樋口映美・中條献編『歴史の中のアメリカ：国民化をめぐる語りと創造』彩流社2006年、参照のこと。

ヤキ人については、19世紀末から20世紀初頭における名前についての考えが記録された人類学調査がある。1896年にソノラ州コロラダ金鉱山La Coloradaで生まれ、その後、米国側に移住したヤキ人男性ロサリオ・モイセスRosario Moisésへの聞き取りに基づいたオーラルヒストリーである。この個人史には、家族史が語られているほか、詳細な家系図が掲載されている⁶⁰⁾。ロサリオ・モイセスの完全名は、家系図によればRosario Moisés Valenzuela Palosである。父方の姓について、彼は次のように述べている。

私の父は鉱山ではミゲル・バレンスエラMiguel Valenzuelaと呼ばれていた。しかし、わたしたちの村トリムTorimでは、ミゲル・パロスMiguel Palosとして知られていた。コロラダ鉱山を去った後には、ヤキのほとんどが父を再びミゲル・パロスと呼んだ。もっとも、メキシコ人やアメリカ人にたいしてはバレンスエラを名乗った。トリムで小さな子供だった時期から、父は彼の父親のヤキ名であるコチェメアCochemeaを決して使わなかった⁶¹⁾。[パロスPalosとは、スペイン語で棒の意味]

私の祖父と母は、私たちと住んでいた。[祖父の] アベラルド・コチェメアAbelardo Cochemeaは、若いヤキ人がしているようにはスペイン名を決して使わなかった。コチェメアとは「就寝中に殺された」という意味のヤキの言葉である。…メキシコ人は、アベラルド・サパテロAbelardo Zapateroと呼んでいた。靴職人だったからである⁶²⁾。[サパテロZapateroとは、スペイン語で靴職人の意味]

以上の証言から、ロサリオ・モイセスは、父の使っていた二つの姓をとっていることがわかる。この二つの姓には、祖父のヤキ名コチェメアは入っていない。祖父が受け継いでいたヤキ系の名はいったん断絶し、父が生活の中で新たに得たスペイン姓を受け継いでいることになる。祖父アベラルドは1847年頃の生まれだとされている。父ミゲルは1864年生まれである。この時期、ヤキ語に

60) Rosalio Moisés, Jane Holden Kelly, and William Curry Holden, *The tall candle: the personal chronicle of a Yaqui Indídan*, University of Nebraska Press, 1971.

61) *Ibid.*, p.1.

62) *Ibid.*, pp.1-2.

由来する呼称は徐々に消え、スペイン姓がヤキ社会に入り込んだことがわかる。ロサリオ・モイセスの姓構成要素はふたつであるが、この場合現行スペイン姓名システムには従っていない⁶³⁾。

ロサリオ・モイセスの母方家族も、スペイン姓にかえている。母方の祖母エスペランサ・ココモラチは、トラウマラTlahumala人であった。母方の祖父はヤキの村ビカムVicam出身で、フランシスコ・リオウエ Francisco Lioweである。両者には、母セシリアとその妹ファナが生まれた。「多くのインディアンがそうしたのだが、かれらは、もっとメキシコ人風に見えるように、名前をウルタドHurtadoに変えた」とロサリオ・モイセスは、証言している⁶⁴⁾。

ポスト革命期メキシコにおける先住民の姓名と国民化：メキシコにおいては、20世紀初め、特にポスト革命期、先住民の国民化が進むとともに公的手続きや就労、学校など様々な場で姓を明示しなければならない機会が急激に増大した。その結果、19世紀末のソノラ州ヤキ人の上記事例で示したような姓の変更は、先住民の住むどのような地域においても経験されることになる。グアテマラでリゴベルタ・メンチュウの父親が役場で経験したことは、メキシコでも同様におこった。その際、先住民名は廃棄される傾向がある。スペイン語姓に利便性、優位性があったからである。

オルカシタスHorcasitasが収集したプエブラ州出身のインフォーマントであるクルスLindoro Cruzの1969年の証言によると、彼の家族姓の変遷は次のようである。

彼の父の姓はイクアカトルIhcuacatlであったが、1910年ごろ、主邑cabeceraのネカシャNecaxaの裁判所に出頭しなければならなかったとき、書記が名前をヤナカトルYenacatlと登録した。その後、彼らは役所やネカシャの住民からヤナカトルと呼ばれるようになった。続いて、1930年頃、父は姓をクルス

63) 二重姓でありながら、父方みの姓を受け継ぐ例がメキシコ南部マヤ系の地域で知られている。リカルド・ボサスによる個人史で知られることになった、メキシコ革命期に生きたチアパス州チャムーラ出身のツォツィル系先住民ファン・ベレス=ホローテJuan Pérez Joloteの場合である。姓であるベレス=ホローテは、ふたつとも父からそのまま受け継いだ姓である。ホローテとは七面鳥の意味である。この場合、第一姓も第二姓も父方であると指摘されている。この習慣は、今日メキシコの法制により、通常のものに変わりつつあるという。清水透、リカルド・ボサス『コーラを聖なる水に変えた人々』現代企画室1984年、25頁下段注。

64) Rosalio Moisés et.al., *The tall candle*, p. 3.

Cruz [十字架の意味] に変える決断をする。革命中の戦闘で危険な状態におかれたとき、「聖なる十字架」の誓願を唱えて、一命を取り留めたからである。そのとき以来、クルス姓を公文書、商売、教区教会で名乗っている。彼の出身村では、日常的には「古い姓」を使うが、スペイン語姓をもっていないものはないという。新しい姓は、様々な理由で選ばれたが、ときには何となく「しっくりくる」からというものもある。アトラコムルコAtlacomulcoはドゥランDuránになったし、アピツァコApitzahcoはラモスRamosになった⁶⁵⁾。

ここで証言されている村は、ナワトル語地域にある。20世紀初頭の時点ではナワ語姓を維持していたこのインフォーマントの場合、メキシコ革命後スペイン姓に変更したのである。調査時（1960年代）において出身村の人々のほとんどがもっているとするスペイン姓とは、外部のスペイン語社会に向けた姓である。この証言を記した人類学者は、ナワ語姓に生じている変化は激しく、遠くない将来に消滅する可能性があるとは指摘し、次のように理由を説明する。「町で労働者になるとき、もしも姓がソチピルテカトルXochipiltecatlであったら、姓を変える方が都合良い。ペレスPérezとかゴンサレスGonzálezとかガルシアGarcíaにする。兵役につくときや、政府役人や聖職者と交渉するときにも同様のことが起こった」⁶⁶⁾。

こうしたスペイン姓への移行は、スペイン語世界との接触の程度にしたがって時期の差はあるものの、すでに述べてきたリゴベルタ・メンチュウヤロサリオ・モイセスなどが経験したことと同様である。したがって、公的書類などに残される姓は、ナワ語名があったとしてもスペイン姓をもつ場合には、前者は記されず後者のみが記されたと想定できる。

上記で言及されているインフォーマントの出身村落プエブラ州トラオラTlaola行政区サルテプストラXaltepuxtláでの全体的状況を1930年におこなわれたセンサスで確認しておきたい⁶⁷⁾。当時のセンサスでは調査人が、調査票に姓名などの情報を書き込んでいる。サルテプストラにおける1930年センサスにおける姓名表示をみると、住民941人中約60人、7%ほどの住民にナワ語「姓」がみられる。それ以外9割以上は、スペイン姓名かスペイン語化された名である⁶⁸⁾。この村の場合、センサス姓名表示部分は、ほとんどの場合、二要素で構

65) Horcasitas, “Cambio y evolución en la antroponimia náhuatl,” p.282.

66) Ibid., p.281.

67) México, *El Quinto Censo General de Población y Vivienda 1930*.

成されている。第一要素はすべてスペイン名である。世帯内の子供が父と同じナワ語名を第二要素としている場合、スペイン姓名システムに準拠しているものと見なすことができる。しかし、成員全員が異なるナワ語名やスペイン語名の第二要素をもつ世帯、すなわち家族姓となっていない世帯がある。したがって、1930年において、この村落ではスペイン姓名システムは完全には確立していないと考えられる。上記証言中、「古い姓」と指摘されているナワトル語名は、センサス上では第二要素、すなわち第二の固有名の可能性もある。この村落では、姓という概念の定着が、1930年には進んでいないということでもある。

学校教育の普及と姓の付与：スペイン姓と姓名システムの普及においては、先住民児童の就学が決定的役割を果たすことになる。ポスト革命期の1921年に、メキシコでは公教育省が設立され、学校教育が重視された。学校は、先住民の子供がスペイン語社会と恒常的に接触する場になっていった。派遣された教師は、生徒を登録する必要上、先住民名しかない生徒にスペイン語姓をつける、あるいは、家族内や村落内では使われていなかったスペイン語姓を家族姓として固定化させたのである。フィリピンでの姓付与令に期待されていた役割をメキシコでは学校制度が果たしたのである。

米村は、ミッヘにおけるスペイン姓の普及について、友人ビジャヌエバ Federico Villanuevaの証言に基づいて、学校の役割を次のように述べている⁶⁹⁾。ミッヘには姓を付ける習慣がなく、必要になったときには、女子には母親の名が、男子には父親の名が添えられた。現行姓システムからみれば二重固有名である。「姓というものの理解をめぐる混乱」は、1930年代に学校が設置されると、生徒の登録にあたる教師を悩ませた。そこで、教師は子供たちのスペイン語姓の名付け親になる。「農村にやってきた教師たちは、国家統合に基礎をおく近代化のエージェントとしての役割を果たしつつあった」と米村はまとめている。中でも姓名システムの導入は、教師の基本的役割となったのである。

学校での姓付与については、次のような事例も見いだせる。教育を重視したメキシコ革命政権は、1926年、各地から先住民村落の若いエリート層を集めて教育する先住民学生寄宿所La casa de estudiante indígenaをメキシコ市に設立した。一年半後、公教育省は、その成果をまとめた『先住民学生の家：イ

68) 上記論文ではインフォーマントの出身村をXaltepoztlと表記しているが、Xaltapuztlaのことだと考えられる。メキシコ1930年センサスの調査原票は、ancestry.comで参照した。

69) 以下、米村「メキシコ、アユクの『創氏改名』」363-364頁。

ンディオ集団心理実験16ヶ月の奮闘』を出版している。同書で、校長コロナ Coronaは、タラウマラTarahumara出身の学生に家族名がなかったため、「出身村落の名に基づいて姓を付けなければならなかった」と証言している。例えば、Paulino Papahuichi、Nicolás Ganochi、Jarís Norogachicである。第二番目の要素が出身村落に由来する姓である。このうち最後の学生は、その後、Patricio Jarísを名乗ったという⁷⁰⁾。

もうひとつの例を、前出オルカシタスの調査から紹介する。以下は、1959年に夏期言語学校のメンバーから得た証言である。ソノラ州デセンボケ Desemboqueの小学校では入学登録時に問題が生じていた。あるセリSeri人の生徒が入学したとき、名前はイドゥウエコ Iduéko（大きな足の親指）だと述べた。生まれたとき、足の親指が大きかったことから両親が名付けたものである。その後、別名として、ヘスス・モンタニョ Jesús Montañaという名もっていることがわかった。代父によって洗礼名としたものである。ほかにトロ・ギシク Toro Gísik（子牛）と名乗った子もいた。この子供は別名としてロホ Rojoという名もっていたが、ほかのセリ人によれば、それは同じ姓をもったバス運転手に顔が似ていたからだということだ⁷¹⁾。

この例の場合、教師が姓を付与した訳ではない。しかし、おそらく、学校内では先住民名が排除されただろう。ここでも、学校が姓名の規範化に大きな役割を果たしていることがうかがわれる。また、この例のように、民族集団によっては、成長の過程で呼び名が変わることがある。また、使われる社会にあわせて呼び名を複数もつことは不思議なことではない。とくに、身内や同じ民族集団（部族）内での呼び名とスペイン語社会での呼び名を柔軟に使い分けていたことがわかる。

おわりに：先住民名の復権

以上、非スペイン系住民なかでも先住民のスペイン語姓名受容について、多くの事例をあげて紹介してきた。「はじめ」で示したスペイン語姓名普及の印象は、ほぼ正しい。スペイン語圏における先住民のスペイン姓名の受容状況について、これまでの事例からわかることをまとめれば、次のとおりである。

70) México, Secretaría de Educación Pública, *La casa del estudiante indígena: 16 meses de labor en un experimento psicológico colectivo con indios*, 1927, p.66.

71) Horcasitas, “Cambio y evolución en la antroponimia náhuatl,” p.266.

スペイン語固有名の採用は、植民地化当初から始まった。しかし、姓概念を含めて、姓名システムが先住民世界全般に及ぶのは、19世紀末から20世紀前半期に学校教育への参加など先住民の国民化の過程が進んだことによる。現在、先住民のおおくがスペイン姓名システムに基づくスペイン語系姓名をもっている。19世紀後半以降、役所への届出、就学、就労、あるいは異議申し立てなど様々な場で先住民がスペイン語世界との接触を強めていくと同時に、スペイン語姓名が必要とされた。国家もその性格から姓名の統制に関与するし、先住民の側も主流社会からの排斥をさけるためにスペイン語姓を採用した。姓名システムは定着したといえる。しかし、スペイン語系姓名へ完全に移行したわけではない。アンデス諸国では、先住民言語系の姓がいくつか広く使用されているほか、メキシコでも先住民姓の使用数は少ないながらも。また、家族内や親密な関係をもつ同胞内では、メンチュウの場合などでみたように、先住民系の名が、もうひとつの名として維持されている場合もある。しかし、それは多くの場合記録には残らない名である。

この過程は、今でも続いていると考えられる。しかし、近年、重要な逆転現象がおこっていることを最後に強調しておきたい。スペイン語圏各国では、1990年代以降、先住民の位置づけを転換する傾向にある。先住民の権利を擁護する多文化主義の採用である。政策転換にともなって、積極的に先住民系固有名の命名を奨励しているメキシコの場合について以下紹介する。

メキシコでは、革命後、インディヘニスモIndigenismo政策がとられた⁷²⁾。インディヘニスモとは、先住民主義という意味である。しかし、この政策は先住民に主流社会への同化を求める統合主義的施策であった。メキシコ先住民庁Instituto Nacional Indigenista, INIは、その政策の基本を担っていた組織であった。しかし、1992年、憲法改正により、メキシコは「複数文化国家」と再定義される⁷³⁾。INIは解体され、2003年には新たな担当部署としてメキシコ先住民族発展委員会Comisión Nacional para el Desarrollo de los Pueblos Indígenas, CDIが設置された。初代の委員長には、オトミOtomi民族出身の女性ソチトル・ガルベス・ルイスXóchitl Gálvez Ruiz (1963-) が就任した。ソ

72) インディヘニスモについては、『インディヘニスモ：ラテンアメリカ先住民擁護運動の歴史』（クセジュ856）白水社2002年などを参照のこと。

73) 拙稿「リラ・ダウンズ：メスティーソ・メキシコ像の変容」『マテシス・ウニウエルサリス』第8巻第2号2007年、87頁。

チトルという固有名は、ナワ語で「花」という意味である。CDIが発行した『それで、君の名はなに?』には、メキシコの様々な先住民言語による固有名候補がリストアップされている。フィリピン姓付与令を思い起こさせるが、強制力はなく、また、その意図は逆である。序の部分では、名前の重要性が指摘され、次のように、先住民言語で名付けることが勧められている⁷⁴⁾。

両親が名付け、代父母が認証し、こどもたちが名乗る。そして共同体は、その民族の一員としてこどもたちを承認する。みんな、なにかひとつの偉大な民族に属している。他の人がある名前を口に出すとき、特別な音の響きもつその人がなにかを認め、その人のすべてを知ることになる。その人の思い、態度、強さと弱さを感じ取るのである。

インディヘニスモ政策のもとでも、先住民言語系固有名による名付けは、主流社会に属する一部の意識的な人々の間でも行われてきた。たとえば、石油国有化で名高いカルデナスLázaro Cárdenas大統領（任期1934-1940）の子で、2000年大統領選挙で不正がなければ当選しただろうと言われているクアウテモク・カルデナスCuauhtémoc Cárdenas(1934-)が有名である。クアウテモクとは、コルテスら征服者に最後まで抵抗したアステカの首長の名である。また、ソチトル・ガルベスの場合、自らのブログでオトミ系だと自己紹介している⁷⁵⁾。一見矛盾しているようにみえるが、アステカ文明をとりわけ称揚するメキシコ・ナショナリズムの特徴をよく表している。高等教育を受ける先住民が珍しくなくなっている近年の状況のなかで、先住民意識をもちながら主流社会で活躍する彼女のような人材もでてきた。オトミ系でありながらナワ語の固有名をもっているのは、メキシコ・インディヘニスモ政策の成果だと考えられる。インディヘニスモとは、各出身民族の文化や伝統を称揚する政策ではないからである。

上記の書籍では、自らの民族の言語で名付けることが政府機関によって勧められている点で、インディヘニスモ政策での先住民名の復活とは一線を画している。21世紀を迎えて、メキシコでは、先住民の名前に新しい時代が訪れたと

74) Xóchitl Gálvez Ruiz, Arnulfo Embriz Osorio, *¿Y tú cómo te llamas? : las voces de los pueblos indígenas para nombrar a la gente*, México, Comisión Nacional para el Desarrollo de los Pueblos Indígenas, 2006, p.8.

75) <http://xochitlgalvez.blogspot.jp/p/trayectoria-xochitl-galvez-ruiz.html>

いえるだろう。先住民名は、征服から500年を経て、あらたなかたちで復権しつつある。